

議案第56号

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成15年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 企業立地事業 知事が別に定める県内の地域において、次に掲げる業種のいずれかに属する事業（以下「特定事業」という。）の用に供する工場若しくは事業所（以下「工場等」という。）を設置し、又は特定事業の拡大を目的として特定事業の用に供する施設若しくは設備（既存の設備に代えて設置するものを除く。）を設置する事業（以下「新增設事業」という。）であって、次に掲げる業種の区分に応じ、それぞれに定める要件に該当すること及び事業の実施に当たり環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであることについて知事の認定を受けたものをいう。</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 企業立地事業 知事が別に定める県内の地域において、次に掲げる業種のいずれかに属する事業（以下「特定事業」という。）の用に供する工場若しくは事業所（以下「工場等」という。）を設置し、又は特定事業の拡大を目的として特定事業の用に供する施設若しくは設備（既存の設備に代えて設置するものを除く。）を設置する事業（以下「新增設事業」という。）であって、次に掲げる業種の区分に応じ、それぞれに定める要件に該当すること及び事業の実施に当たり環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであることについて知事の認定を受けたものをいう。</p> |

ア 製造業並びに道路貨物運送業、倉庫業及びこん包業（県内に事業所を有する企業の経営に重大な影響を及ぼすものとして知事が認めるものを除く。） その他地域経済の活性化に寄与するものとして知事が別に定める業種 新增設事業に係る投資額が1億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が10人以上であること。

イ及びウ 略

(3)～(9) 略

2 略

(補助金の交付等)

第3条 略

2 知事は、前項の表の中欄に掲げる者（法人にあっては、当該法人又はその代表権を有する役員）の過去2年間の事業活動に
関し法令に違反する重大な事実（故意又は重大な過失によるものに限る。）があると認めた場合にあっては、同項の規定にかかわらず、その者に対する補助金の交付をしないことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、企業立地事業のうち先進的な技術若しくは県内の資源を活用する事業又は著しい雇用の増加を

ア 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業その他地域経済の活性化に寄与するものとして知事が別に定める業種 新增設事業に係る投資額が1億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が10人以上であること。

イ及びウ 略

(3)～(9) 略

2 略

(補助金の交付等)

第3条 略

2 前項の規定にかかわらず、企業立地事業のうち先進的な技術若しくは県内の資源を活用する事業又は著しい雇用の増加を伴

伴う事業のいずれかに該当するものと知事が認めるものに対する企業立地事業補助金の額は、同項の表の右欄に定める額に、それぞれ投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の25を乗じて得た額の合計額（2億円を限度とする。）を加算した額以下とする。

4 略

5 略

う事業のいずれかに該当するものと知事が認めるものに対する企業立地事業補助金の額は、前項の表の右欄に定める額に、それぞれ投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の25を乗じて得た額の合計額（2億円を限度とする。）を加算した額以下とする。

3 略

4 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。